

令和 8 年度 情報通信分野の国際標準化会議

参加者募集要綱

(対象：民間企業等の次世代人材、中小企業・スタートアップ企業・大学の人材)

令和 8 年 8 月

株式会社野村総合研究所

1. 募集の背景

株式会社野村総合研究所は、総務省事業「情報通信分野の国際標準化機関における主要ポストの維持・獲得のための専門人材育成並びに標準化人材の民間企業等の次世代人材及び中小企業・スタートアップ企業・大学への裾野拡大に資する調査等の請負」の一環として、令和 8 年度に国際標準化会議に参加し実務を通じて動向調査・標準化活動を行う者（調査者）を募集します。本公募は、令和 7 年 12 月に実施した公募（令和 8 年度事業に向けた公募）に続く二次公募です。

(1)本事業の背景

情報通信分野では、多様なネットワーク・端末・システムが相互接続してサービスが提供されるため、国際的な技術仕様の整合と標準化が不可欠です。一方で、現在の国際標準化活動に対して、民間企業等の次世代人材や、中小企業・スタートアップ企業・大学の人材の参画が十分とは言いきれず、将来の主導的役割を担う人材育成が喫緊の課題となっています。

(2)本事業の目的

本事業は、国際標準化の現場に民間企業等の次世代人材、中小企業・スタートアップ企業・大学の人材を積極的に送り出し、標準化実務の経験を通じて日本の標準化人材基盤を強化することを目的とします。

(3)募集対象

民間企業等の次世代人材、中小企業・スタートアップ企業・大学の人材の応募を歓迎します。国際標準化の実務経験を積みたい方、企業として国際標準化に参画する意欲を持つ方は、ぜひ積極的な応募をご検討ください。

本公募では、特に以下の人材の応募を歓迎します。

- ・ 民間企業の次世代人材のうち、国際標準化会議への参加経験回数が過去 2 回以下の方
- ・ 中小企業・スタートアップ・大学の主要ポスト経験者のうち、新領域でのポスト獲得に挑戦する方
- ・ 中小企業・スタートアップ・大学の主要ポスト未経験者

(4)参加者に期待する役割

- ① 国際標準化機関の会議に出席し、提案の動向やその検討状況、主要な参加者の動向等について調査を行うこと
- ② 国際標準化活動を遂行するためのスキルを習得・向上させること
- ③ 関係者との連携や情報収集を図ること
- ④ 既に主要ポストを獲得している人材においては、これまで国際標準化活動を行ってきた専門領域とは異なる領域での主要ポスト獲得を目指した活動（ネットワークの拡大等）を実施すること

2. 募集内容

(1) 応募資格

- ・ 令和8年度に、国際標準化機関・団体の会議等に参加し、標準化活動を行う者（調査者・協力者）の公募を行います。募集対象としては、以下の2カテゴリです。

応募カテゴリ		採択件数の目安	調査者の必須条件	同行メンバー（協力者）の条件
カテゴリ①：民間企業等の次世代人材 ^{※1} （国際標準化会議への参加経験回数が過去2回以下の人材に限る）		1-3件程度	民間企業等の次世代人材 ^{※1} やそのグループ （最大1名）	次世代人材の標準化活動を支援する協力者 ^{※2} 1名の追加を必須とする （他組織メンバーも可）
カテゴリ②： 中小企業・スタートアップ企業・大学の人材	役職者 ^{※3} が主体となる提案	1-3件程度	中小企業、スタートアップ企業、大学・高専等に属する役職者 ^{※3} （最大1名）	次世代の非役職者 ^{※4} を追加可能 （最大1名、他組織メンバーは不可）
	非役職者が主体となる提案		中小企業、スタートアップ企業、大学（高専を含む）に属する、次世代の非役職者 ^{※4} やそのグループ （最大2名）	追加不可 ^{※4}

※1 カテゴリ①における「民間企業等の次世代人材」は、「民間企業・大学（高専を含む）に属する20～40代の人材」を指します。今回の募集対象は、「民間企業等の次世代人材のうち、国際標準化会議への参加経験回数が過去2回以下の人材」です。

※2 カテゴリ①においては、寄与文書の作成、標準化会議での発表や交渉を行う調査者を

支援する、専門家を1名メンバーに加えることが必須です(他組織メンバーも追加可能)。

※3 カテゴリ②における「役職者」は、以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ・現在、国際標準化機関・団体の会議等において、主要ポスト（委員会・作業部会等における議長、副議長、ラポータ、エディタ、およびそれに類する役職）を獲得していること
- ・本調査の対象となる活動が、現在自身がポストを有する会議体（グループ・クエスション等）以外を対象として、新規提案（New Work Item Proposal）を行う等、新たなポストの獲得を目指す活動であること（既存ポストの維持・移行は対象外）

※4 カテゴリ②における「次世代の非役職者」は、「国際標準化機関・団体の会議等において主要ポストを獲得した経験が無い、20代~40代の人材」を指します。

※5 中小企業、スタートアップ企業、大学・高専等に属しており、協力者を追加したい場合は、カテゴリ①へご応募ください（ただしこちらは、次世代人材であり、かつ国際標準化会議の参加経験回数が過去2回以下の人材に限ります）。

- ・一人の調査者が提案できるのは1申請のみです（ただし、協力者については、複数の提案書に名を連ねることが可能です）。令和8年度に他機関からの助成等の支援を受ける予定となっている方は、本施策による費用支給の対象とはなりませんのでご注意ください。
- ・同一企業、大学、高専等から応募可能な件数は、カテゴリ①、カテゴリ②合わせて5件までです。6件以上の応募は受け付けませんので、あらかじめ機関内で調整のうえ、5件以内でご応募ください。なお、5件を超える応募が確認された場合は、当該機関の提案代表者宛てにご連絡し、審査対象とする5件を選定いただくことがあります。期日までにご回答いただけない場合は、審査対象外となることがありますのでご注意ください。
- ・調査者は、提案書に、令和8年度中に、国際標準化提案を行う予定を記載することが必須となります。
- ・調査対象となる機関は情報通信分野における標準化機関・団体とし、デジュール機関ITU及びAPT（ITU-T、ITU-R、APG、AWG、ASTAP等）、フォーラム標準化団体（W3C、IETF、IEEE、3GPP、O-RAN ALLIANCE、Wi-Fi Alliance、ETSI、IOWN GF、MPEG等）を想定いたします。
- ・ITU等の会合への参加にあたり、団体としての加盟や国内手続きを要する会議への渡航を予定する方は、提案書提出時点で当該参加資格を有していることを条件とします（参加費の支払いにより参加が可能となる会議への渡航を予定する方は、提案書提出時点で参加費の支払いが未了であっても差し支えありません）。

(2) 調査対象期間

調査対象となる期間は2026年11月16日（月）から2027年3月中旬となる見込みで

す。2026 年 11 月 15 日（日）までの調査活動は対象外となりますのでご注意ください。

(3) 調査費用

- ・ 調査費用は、渡航費、滞在費、会議参加費、会議出席調査費とし、調査対象の標準化機関・団体で開催される会議への参加費等にかかる直接的費用またはその一部を支給します。
- ・ 調査費用の支給額は、当該調査に係った実費を精算することとし、1 回の会議につき 1 人当たり 100 万円（消費税抜）を上限とします。上限額を超える費用については、調査者にて負担いただきます。
- ・ 渡航費として想定されるものは下記の通りです。
 - 航空券費用（空港施設利用料、空港税、旅行代理店手数料を含む）
 - 査証手数料
- ・ 滞在費として想定されるものは下記の通りです。
 - 宿泊費用
 - 保険料
- ・ 会議参加費として想定されるものは下記の通りです。
 - （会議参加にあたり参加費が発生する場合）会議参加費
※国際標準化団体加盟にあたってのメンバーシップ費用についても、提案内容に応じて計上を認めます。計上にあたっては、申請者のうち特定の 1 名の経費として計上し、その者の渡航費・滞在費・会議参加費・会議出席調査費の合計額が 100 万円（1 人が 1 会議に参加する際の支給額上限、消費税抜）に収まることが条件です。なお、団体名義で登録する場合は、必ず所属団体の承認を得た上で申請してください。
- ・ 渡航費、滞在費、会議参加費は、会議出席調査費と合わせた調査費用の支給額が支給上限額を超えない範囲であれば実費を支給します。
- ・ 会議出席調査費は、一律 1 人当たり 14,000 円/日（消費税抜）を支給します。調査報告書の作成に係る費用は、会議出席調査費に含みます。なお、日当は支給の対象外とします。
- ・ 必要に応じて、調査費用の 10%（最大）の間接費の計上を認めます。
- ・ 1 申請あたりの上限は 200 万円（消費税抜）とします。
上限額の範囲内であれば、同一会議への複数名参加や複数会議への参加も可能ですが、以下の制限を遵守してください。
 - 費用支給の対象人数： 調査者・協力者あわせて実人数で 2 名まで
 - 参加可能な会議数： 1 申請につき最大 2 回まで
- ・ 2027 年 3 月 1 日（月）以降の日程が含まれる渡航に関する調査費用は、2027 年 3 月 5 日（金）までに事務局に証憑書類、社内旅費規程等を提出いただいたもののみ

が支給対象となります。ただし、搭乗券の半券についてのみ、2027 年 3 月 5 日（金）以降の提出を認めます。

- ・ Web 会議等への参加の際の経費として認めるものは、次の通りとします。
 - Web 会議の参加費（例：会議登録料）
 - 会議が深夜等の場合の宿泊費又は帰宅用タクシー代（公共交通による自宅への帰宅ができない場合）

これらの経費については、その証拠となる証憑書類（会議の開催日程及び参加している時間が確認できる資料（会議日報又は画面キャプチャ等））を添えて提出してください。

調査者の選定にあたり、調査項目と費用を確認・精査させていただきます。支給の必要性が低いと判断される場合は、ご提案内容から支給額を減額することがあります。

(4) 調査者に実施いただくこと

調査者として選定された場合、調査項目・内容、支給額の調整を行った上で、令和 8 年度本事業請負事業者と調査者の所属先との間で調査活動に関する契約を締結します。

① 調査者には、締結した契約に基づいて調査活動を行っていただきます。

- ・ 調査にあたっては、可能な限り、標準化会議の参加者等とコミュニケーションをとり、会議参加者等の動向等を調査してください。
- ・ 国際会議等が中止又は延期など、出張を予定していた標準化会議の現地での参加ができない場合は、協議のうえ Web 会議等に参加することができます。また、当初出張を予定していた標準化会議が Web 会議に変更された場合には、当該 Web 会議へ参加し、調査をお願いします。その場合、渡航費、滞在費等に替えて、必要となる経費を支給します。
- ・ 調査にあたっては、令和 6 年度、令和 7 年度の総務省「標準化人材基盤強化事業」における成果物(情報通信分野の標準化人材のスキルセットや、教育プログラムを想定)を活用いただき、調査の実施・報告書を作成いただきます。

② 調査者には、調査結果をまとめた報告書を提出していただきます（Word 形式 20 ページ程度）。

なお、報告書には以下の事項を盛り込んで作成頂く予定です（変動の可能性あり）。

調査項目	調査内容
国際標準化の案件の概要	・ 案件の検討を行う場の技術分野 ・ 案件の検討を行う場における重要課題
主な参加者の概要	・ 案件の検討を行う場に参加する主要参加者（国、企業等） ・ キーパーソン

案件の検討の構図	・ 主要参加者、参加の背景・目的 ・ 参加者間の協力関係・対立関係
案件の検討状況	・ 国際標準化提案の論点 ・ 主要参加者の姿勢・意見 ・ 日本への影響、警戒すべき内容の有無 ・ 今後の検討の方向性
案件の実現方策	・ 国際標準化提案の決定を得るための方策 (仲間づくり、提案ロジック)
検討における留意事項	・ 参加者による提案への対応等での注意事項 ・ 経験を基にした、標準化会議特有の「暗黙知」の形式知化
成果や得られた知見	・ 当初目標に対する成果 ・ 当初目標以外で得られた知見等 ・ 調査にあたって実行するタスク及び獲得するナレッジ・スキルの設定と、調査後の達成度評価 ・ 本調査が自組織のビジネスに与える波及効果と、社内からの予算・リソース獲得のための具体的なアクションプラン
人材育成の進捗	・ 中長期的な計画及び進捗と、達成すべきスキルレベルのマイルストンの設定
改善点	・ 今年度の活動を通しての改善点（又は当初の計画の周到性）

- ③ 調査者には、調査結果について評価会で発表していただきます。
- ・ 発表用資料（PowerPoint10 ページ程度）をご提出ください。
 - ・ 調査報告書及び発表用資料は、株式会社野村総合研究所から総務省へ提出する報告書の作成に使用します。契約履行過程で生じた著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）等は総務省に帰属します。
- ④ 調査者には、②、③で作成・提出・発表いただく報告書とは別に、組織内、業界内、国内へ還元した調査の成果（調査の成果報告会や委員会等の、調査を通じて組織内や業界内で実施した活動の内容）を報告していただく可能性がございます。
- (5) 調査費用のお支払について
- ・ 調査費用の支払を行うため、以下の書類を期限内に提出していただきます。
 - 証憑書類（領収書、搭乗券の半券（搭乗確認ができるもの）や航空券の残券（E

チケットをプリントアウトしたもの 等) など)

- 旅費規程（精算対象となる調査費用が応募者の所属団体の旅費規程に則って支払われているかを確認するため、ご提出いただくことを想定しています。規程の開示が難しい場合、規程に則って支払いが行われることを事務局が確認するための代替手段等をご相談させていただきます。）
- ・ Web 会議にかかる経費については、その証拠となる証憑書類（会議の開催日程及び参加している時間が確認できる資料（会議日報又は画面キャプチャ等））を添えて提出してください。
- ・ 証憑書類は、会議出席後、可能な限り早くご提出ください。
- ・ 原則として契約期間内に支払いが発生した分をお支払いの対象として、年度末に精算します。事情により支払い時期にご要望がある場合は、提案書に記載してください。
- ・ 期日までに証憑書類のご提出がない場合、費用がお支払いできない恐れがありますので、ご注意ください。

3. 調査者の選定方法

提出された提案書を有識者で構成される評価会において審査して選定します。選定に当たっては、以下の点等を念頭に置いて評価いたします。カテゴリ①、カテゴリ②共に、人材育成の観点で優れている提案を特に評価します。なお、単一の団体から多数の応募があった場合、審査・採択件数に上限を設ける等の調整を行うことがあります。

- ・ 調査者の成長の妥当性・蓋然性
 - ・ 渡航中に質の高い標準化活動を実施することの蓋然性
 - ・ 渡航後の質の高い標準化活動の継続可能性
 - ・ 渡航が新たな役職獲得につながることの妥当性（カテゴリ②において、役職者が主体となる提案の場合）
- 等

4. 応募方法

(1) 提案書の形式

添付の提案書テンプレートの記載項目に基づき、提案書の作成・提出をお願いします。提案書は Word 形式で、提案内容の詳細や補足するための添付資料は PDF/PowerPoint 形式で提出してください。

(2) 募集期間

2026 年 8 月 7 日（金）～2026 年 9 月 8 日（火）12 時必着

調査の対象期間は、2026 年 11 月 16 日（月）から 2027 年 3 月中旬の予定です。

(3) 提出先

下記「7. 提出・お問い合わせ先」に記載の事務局宛てに、メール添付にてご提出ください。

5. スケジュール

現時点で予定しているスケジュールは以下のとおりです。

- ・ 提案募集：2026 年 8 月 7 日 ～ 2026 年 9 月 8 日
提案書受領後、事務局において、適宜内容・様式を確認し、必要に応じて応募者に対し問い合わせる場合があります。
- ・ 評価会による審査：2026 年 10 月中旬 ～ 10 月下旬
- ・ 応募者への結果通知：2026 年 10 月下旬
- ・ 契約の締結、調査の開始：2026 年 11 月以降随時

6. 留意事項

(1) 応募いただいた資料は、本件の審査及び案件進捗管理に利用するものとし、その他の業務には利用いたしません。また、応募いただいた資料は、返却いたしません。

(2) 次のいずれかに該当する場合は本事業の対象外となり、審査後であっても決定を取り消します。

- A) 第三者の知的財産権を侵害している場合。
- B) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業を営むと認められるとき。
- C) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- D) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- E) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- F) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- G) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- H) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が (C) から (G) までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結

したと認められるとき。

- I) 国や地方公共団体等による補助金等に関し、不正経理や不正受給を行ったことがあるとき。

7. 提出・お問い合わせ先

株式会社野村総合研究所

情報通信分野における国際標準化動向調査（標準化人材基盤強化）事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ict-std-apply-2026@nri.co.jp

※メールの件名は「【応募】情報通信分野における国際標準化動向調査（企業名 | 応募者名）」
としてください。

※一度に電子メールに添付できるファイル容量は 10MB までです。

※お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。